平成２５年（フ）第７５１号
埼玉県戸田市笹目５丁目８番地の17　ヴァンベール笹目302号室
債務者　仲島　俊幸
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３４号
埼玉県上尾市中妻３丁目３番地14　サンスクエアウチヤマ101、旧住所埼玉県熊谷市新堀新田481番地36　グラン・コート籠原507号室
債務者　石黒　太臣
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６２号
埼玉県朝霞市幸町３丁目７番24―３―403号
債務者　小川　慎一
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６３号
埼玉県朝霞市幸町３丁目７番24―３―403号
債務者　小川恵理子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１４号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７
債務者　北村　　昇
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１６号
埼玉県新座市栄５丁目８番17号　アヴニール103号室
債務者　上村　秀彰
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７８号
埼玉県上尾市愛宕１丁目３番９号　須賀ハイツ203号室、住民票上の住所埼玉県上尾市西宮下１丁目98番地２　メゾン田中206
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１３号
埼玉県川口市芝高木２丁目25番18号　イースト芝103号、旧住所埼玉県川口市上青木５丁目23番28号　末広荘
債務者　竹内しげ子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目72番地の12
債務者　板橋　道雄
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５０号
埼玉県入間市大字南峯244番地５　コーポ桂202
債務者　山崎浩二郎
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市生坂107　ブールバール105号、住民票上の住所岡山県倉敷市生坂2091番地
債務者　五十嵐喜美子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市生坂107　ブールバール105号、住民票上の住所岡山県倉敷市生坂2091番地
債務者　江國　正道
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
岡山県笠岡市富岡92番地12　雇用促進住宅富岡宿舎４―203
債務者　森川　真依
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ６―1405
債務者　川村　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２６９号
沖縄県豊見城市字豊見城1007番地16　メゾンとみしろ202号
債務者　林　惠美子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根742番地10　テーラーマンション２―W号室
債務者　川満　優樹
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第３２１号
大分県別府市北浜１丁目１番17号
債務者　清松　紀恭
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係